

山陰近畿自動車道
道路交通管理業務委託

(契約日又は契約日の翌日～令和 11 年 3 月 31 日)

仕 様 書

- ・交通管制業務
- ・交通管理業務
- ・電気通信・機械施設等日常保守点検業務
- ・雪氷管理業務
- ・電気通信・機械施設等保守定期点検業務

京都府道路公社

道路交通管理業務委託仕様書

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 関係法令及び条例の遵守
- 第3条 道路公社の指示
- 第4条 道路公社への通知
- 第5条 委託業務の内容、基地及び業務場所
- 第6条 責任者の配置人員、資格及び勤務時間
- 第7条 業務員の配置人員、資格及び勤務時間
- 第8条 教育訓練
- 第9条 業務期間及び委託区間
- 第10条 委託業務の実施
- 第11条 制服等の着用
- 第12条 資格証明書の携帯
- 第13条 業務用プレートの交付
- 第14条 無線電話等の使用
- 第15条 施設等の貸与
- 第16条 パトロール車等の貸与
- 第17条 貸与施設等の内訳
- 第18条 記録及び報告
- 第19条 備付書類等
- 第20条 個人情報の取扱
- 第21条 情報共有システムの使用
- 第22条 打ち合わせ等
- 第23条 臨機の措置
- 第24条 関係機関等への連絡及び協議
- 第25条 警察等との協力
- 第26条 広報活動
- 第27条 交通管理車両への監督職員等の同乗
- 第28条 質疑事項
- 第29条 業務履行計画書
- 第30条 その他

第2章 交通管制業務

第31条 交通管制業務の内容

第3章 交通管理業務

第32条 交通管理業務の内容

第4章 日常点検業務

第33条 日常点検業務の内容及び対象施設

第34条 応急復旧工事

第35条 業務の履行等

第36条 業務の実施日及び時間

第37条 業務の一時停止

第38条 臨機の措置

第39条 安全等の確保

第40条 消耗品等

第41条 提出書類

第5章 定期保守業務

第42条 定期保守業務の内容

第43条 定期保守責任者

第44条 業務の履行

第45条 交換部品

第46条 受託者の負担

第47条 予備品の整理・整頓

第48条 業務実施予定表

第49条 点検結果報告書 第50条 故障報告書

第51条 写真管理

第52条 檢査

第53条 その他の業務

第6章 雪氷管理業務

第54条 雪氷管理業務の内容

第7章 道路施設点検業務及び道路維持作業業務

第55条 道路施設点検業務及び道路維持作業業務の内容

別紙

別紙1 交通整理・管制等業務組織図

別紙2 貸与施設、車両及び物品の内訳

別表

別表-1 トンネル等級Aの非常用施設

別表-2 交換部品一覧

別表-3 定期保守に従事する点検者

様式

様式-1 工事打合せ簿

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、京都府道路公社（以下「道路公社」という。）が管理する山陰近畿自動車道の道路交通管理業務等の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令及び条例の遵守)

第2条 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(道路公社の指示)

第3条 受託者は、受託業務の実施に当たり、道路公社の指示を求める必要のある場合には、直ちに道路公社の指示を求めなければならない。

2 受託者は、道路の利用者等（以下「利用者等」という。）との間に争いが生じないよう受託業務を実施するものとし、利用者等との間に争いが生じた場合は、直ちに道路公社に報告し、道路公社の指示に従わなければならない。

(道路公社への通知)

第4条 受託者は、受託者の使用する者の内から受託業務の実施に従事する者（以下「業務員」という。）を定め、道路公社に通知するものとする。

(委託業務の内容、基地及び業務場所)

第5条 本業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交通管制業務
- (2) 交通管理業務
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守点検（以下「日常点検」という）業務
- (4) 電気通信・機械施設等保守定期点検（以下「定期保守」という）業務
- (5) 雪氷管理業務
- (6) 道路施設点検業務
- (7) 道路維持作業業務
- (8) (3) から (7) の業務を総称して、道路維持管理業務という。

2 基地及び業務場所は次の各号によるものとする。

- (1) 交通管制業務は、与謝管制センターを業務場所とする。
- (2) 交通管理業務は、与謝基地及び与謝管理隊事務所を基地とし、山陰近畿自動車道の宮津天橋立インターチェンジ（以下「宮津天橋立ＩＣ」という。）接続部から同道与謝天橋立インターチェンジ（以下「与謝天橋立ＩＣ」という。）を経て同道京丹後大宮インターチェンジ（以下「京丹後大宮ＩＣ」という。）取付部まで（以上を「山陰近畿自動車道の区間」という。）及び西日本高速道路株式会社関西支社（以下「NEXCO」という。）と締結した「一般国道478号（京都縦貫自動車道）と一般国道312号（山陰近畿自動車道）が接続する宮

津天橋立インターチェンジに係る管理に関する協定（第一回変更）」（以下「宮津天橋立 IC接続協定」というに基づく京都縦貫自動車道の宮津天橋立 ICまでのランプ部を業務場所とする。

- (3) 日常点検業務及び定期保守業務は、与謝管理隊事務所を基地とし、山陰近畿自動車道及び他の道路において道路公社が管理する電気通信・機械施設等を業務場所とする。
- (4) 雪氷管理業務は、与謝管制センター及び与謝管理隊事務所を基地とし、与謝管制センター、山陰近畿自動車道の全区間及び宮津天橋立 ICの一部を業務場所とする。詳細は、雪氷対策要領を参照する。
- (5) 道路施設点検業務及び道路維持作業業務は、与謝管理隊事務所を基地とし、山陰近畿自動車道の区間及び他の道路において道路公社が管理する施設とその周辺を業務場所とする。

（責任者の配置人員、資格及び勤務時間）

第6条 受託者は、現場において、道路公社の監督又は指示に従い委託業務の実施に関し責任を持って処理する業務責任者を1名配置する。

なお、業務責任者は、高速道路等での交通管理・管制業務の管理・監督者としての実務経験を1年以上有する者とする。

また、業務責任者を補佐するため、業務責任者と同等程度の経験（高速道路等での交通管理・管制業務の実務経験3年以上）を有する副業務責任者を1名配置する。

- 2 業務責任者の勤務時間は、平日の8時30分から17時30分とし、副業務責任者の勤務時間は、休日の8時30分から17時30分までとするが、各責任者の勤務時間については受託者で計画し監督員の承諾を得るものとする。ただし、設計変更の対象としない。

（業務員の配置人員、資格及び勤務時間）

第7条 受託者は、業務を実施するため、別紙1に規定する組織により、次の各号により実施しなければならない。

また、各業務に従事する者は、普通自動車運転資格を有し、安全に普通自動車の運行を行うことが可能な者とする。

（1）業務員の配置人員

各業務員の配置人員及び勤務時間は、別紙1のとおりとし、別紙1の24時間勤務者の内から各班の班長1名と副班長2名を選任することとし、班長は班の業務のとりまとめを行うとともに、8時30分から翌朝8時30分の間における業務の責任者とすること。

また、副班長は、班長を補佐するとともに、冬期雪氷管理業務に関する責任者とすることとする。

（2）各業務の配置人員及び資格

ア 交通管制業務の実施に当たっては原則3名1組で従事するものとし、うち1名以上は高速道路等での交通管制業務3年以上の実務経験を有する者を配置するものとする。

イ 交通管理業務の実施に当たっては2名1組で従事するものとし、うち1名以上は高速道路等での交通管理業務3年以上の実務経験を有する者を配置するものとする。

ウ 受託者は、日常点検責任者を選任し、道路公社に通知しなければならない。

- エ 日常点検業務及び定期保守業務の実施に当たっては2名1組で従事するものとし、その内、第2種電気工事士を1名以上、かつ高圧受電設備、情報処理設備、伝送設備又はトンネル非常用設備等のいずれかにおける保守点検業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上配置するものとする。
- オ 雪氷管理業務の実施に当たっては、高速道路等での雪氷管理業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上配置するものとする。
- カ 道路施設点検業務及び道路維持作業業務は、2名以上を1組として従事するものとし、高速道路等での交通管理業務3年以上の実務経験を有する者を1名以上配置するものとする。
- キ 小型移動式クレーン技能講習者及び玉掛け技能講習の修了者を1班当たり1名以上配置し、当該機械を使用する場合は有資格者が行うものとする。
- ク 高所作業車運転技能講習終了者を1班当たり1名以上配置し、当該機械を使用する場合は有資格者が行うものとする。
- ケ 施設点検等を行うにあたり、無人航空機を使用する場合は、京都府道路公社無人航空機使用要領によることとし、一等又は二等無人航空機操縦士の資格を持つものが行うものとする。

(教育訓練)

- 第8条 受託者は、受託業務を安全かつ円滑に実施するため、業務員の教育訓練に努めるものとする。
- 2 教育訓練は、次の各号に示す内容を基本とするが、道路公社及び受託者協議の上、必要に応じて当該管理道路の実態に即した内容に変更できるものとする。
 - (1) 交通管制業務及び交通管理業務及び道路維持管理業務受託者の一員としての自覚
 - (2) 道路公社の定めた各業務要領の習熟とその実務の習熟
 - (3) 各機器等の操作の習熟
 - (4) 事故、故障車、落下物等発生を想定した交通規制を含む処理訓練
 - (5) 交通管理及び交通安全等に係わる研修への参加
 - (6) その他道路維持管理業務実施における必要な訓練
 - 3 前項第4号に掲げる教育訓練は、毎月実施することとし、実施結果について道路公社へ書面で報告することとする。他の教育訓練については、常に心がけることとし、受託者において報告必要と認めたもののみ書面で道路公社へ報告することとする。

(業務期間及び委託区間)

- 第9条 各業務の業務期間及び委託区間は、次の各号によるものとする。
- (1) 業務期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。
なお、雪氷管理業務は、雪氷対策期間である毎年の11月20日から翌年3月31日とする。
 - (2) 委託区間は、宮津天橋立ICから京丹後大宮ICまでの10.5km及びIC各ランプとする。
ただし、宮津天橋立ICについては、「宮津天橋立IC接続協定」に基づく宮津天橋立IC

のBランプ、Cランプ及び本線とする。

(受託業務の実施)

第10条 受託者は、本仕様書及び道路維持管理業務要領によるほか、次の各号により受託業務を実施しなければならない。

- (1) 交通管制業務は、交通管制要領
- (2) 交通管理業務は、交通管理要領
- (3) 日常点検業務は、日常点検要領
- (4) 定期保守業務は、定期保守要領
- (5) 雪氷管理業務は、雪氷対策要領、冬用タイヤ装着指導要領、雪氷作業手引書
- (6) その他、防災業務要領、震災点検要領、交通規制作業要領

2 道路施設点検業務及び道路維持作業業務は、第7章に記載のとおり実施する。

(制服等の着用)

第11条 受託者は、業務員に道路公社の承認を受けた制服を着用させなければならない。

(資格証明書の携帯)

第12条 受託者は、業務員に常に道路公社が発行する「資格証明書」を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを呈示させなければならない。

(業務用プレートの交付)

第13条 道路公社は、業務実施に際し必要と認める場合は、交通管理・管制等業務の関係車両に対して、業務用プレートを交付することができる。

- 2 受託者は、業務用プレートの交付を申請する場合には、交付申請書に基づき道路公社に申請するものとする。
- 3 受託者は、業務用プレートの使用について契約の目的以外に使用してはならない。また、NEXCO 又は道路公社が業務用プレートの返納を求めた場合は、ただちに返納しなければならない。
- 4 発行された業務用プレートについて、受託者側の事由（紛失、車両更新等）により発行が必要となった場合の費用は、受託者が負担するものとする。

(無線電話等の使用)

第14条 受託者は、受託業務の実施に当たって無線電話等を使用する場合は、道路公社が別に定める交通管制要領により行うものとする。

(施設等の貸与)

第15条 道路公社は、受託者が委託業務を実施するために必要な施設、車両及び物品（以下「貸与施設等」という）を受託者に無償で貸与する。なお、受託者は、借用に当たっては道路公社に受領書を提出するものとする。

- 2 受託者は、貸与施設等を受託業務以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 受託者は、貸与施設等を善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない。
また、貸与した設備の維持及び軽易な修繕及び消耗品の補充は、受託者で行うこととする。
- 4 受託者の故意又は重大な過失により貸与施設等に損害を与えた場合は、受託者の責任において修繕を行うものとする。修繕が不可能な場合は、費用弁償を行うものとする。
- 5 第3項の貸与施設等の通常の維持及び軽易な修繕には、事務室の洗浄、水性ワックス等の清掃を含むものとする。
- 6 貸与施設のうち、与謝管理隊事務所に係る光熱水費は受託者で負担するものとする。
- 7 与謝管理隊事務所は受託者の負担により電話回線を1回線使用できる。
- 8 パトロールを実施するに当たり必要となる携帯電話、タブレット等については、受託者で負担するものとする。（IP無線機を除く）

(パトロール車等の貸与)

第16条 道路公社は、委託業務の実施に必要なパトロール車等を受託者に無償貸与する。ただし、貸与にあっては、次の各号によることとする。

- (1) パトロール車等の通常の維持及び軽易な修繕は、受託者で行うものとする。
- (2) パトロール車の使用する燃料費及びパトロール車のタイヤは、本設計で計上する。
- (3) パトロール車の車載機材について別紙2に記載のないものについては、受託者で準備するものとする。
- (4) (1)に記載の車両の通常の維持及び軽易な修繕とは、次のとおりとする。
 - ・ファンベルト点検
 - ・タイヤローテーション（夏用、冬用タイヤの交換を含む）
 - ・ワックス洗浄
 - ・ワイパー刃交換
 - ・エンジンオイル交換・補給
 - ・冷却水混入液（不凍液等）点検・補給
 - ・バッテリー用蒸留水点検・補給
 - ・ヒューズ、電球等取り換え
 - ・その他前述のものと同程度のもの
- (5) 貸与されたパトロール車等の現状維持に必要な管理及び数量確認は、受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、貸与されたパトロール車等の管理簿を作成するとともに、道路公社から指示があった場合は、使用状況等を書面で報告すること。
- (7) 受託者の故意又は過失によってパトロール車等を損傷した場合は、道路公社の指示する期間内に現状復旧するか、又はその損害を賠償しなければならない。
- (8) パトロール車等の任意自動車損害賠償保険については、道路公社において加入するものとする。

(貸与施設等の内訳)

第17条 道路公社が受託者に貸与する施設、車両及び物品の内訳は、別紙2のとおりとし、別紙2に記載のないものについては、受託者が準備するものとする。

(記録及び報告)

第18条 受託者は、業務日報を各業務の要領に定める様式により毎日の委託業務実施状況、その他の必要事項を記載し、翌日道路公社に報告しなければならない。

2 受託者は、毎月月次報告書を作成し、翌月の5日までに道路公社に提出しなければならない。

(備付書類等)

第19条 受託者は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。また、道路公社の求めにより速やかに提示できるようにすること。

- (1) 道路交通管理業務等委託契約書（写）
- (2) 交通管理・管制等業務委託仕様書
- (3) 貸与施設等に関する帳簿及び目録
- (4) 受託者の所有する施設等の目録
- (5) 支給品の受払簿
- (6) 業務日報
- (7) 勤務表
- (8) 道路公社が貸与する各業務要領
- (9) その他必要な書類等

(個人情報の取扱)

第20条 受託者は、この業務の実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適切に行わなければならない。

2 受託者は、この業務を実施するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

3 受託者は、道路公社の指示がある場合を除き、この業務に関して知ることのできた個人情報を、業務の目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。

4 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなつたときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。

6 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

また、この業務が終了し解除された後についても同様とする。

7 受託者は、この業務を処理するため道路公社から引き渡された個人情報が記録された資料等を、道路公社の承諾なしに複写又は複製してはならない。

8 受託者は、この業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない

いことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

9 受託者は、この業務を処理するために道路公社から提供を受けたり受託者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務完了後直ちに道路公社に返還又は引き渡すものとする。ただし、道路公社が別に指示したときはその指示によるものとする。

10 道路公社は、受託者がこの業務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の取扱いについて隨時、立入調査をすることができる。

11 受託者は、前項に示す個人情報取扱の内容に違反する事態が生じた場合又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに道路公社に報告し、道路公社の指示に従うものとする。

12 捜査機関から映像提供等の協力要請があった場合は、道路公社に報告し、道路公社の指示に従うものとする。

(情報共有システムの使用)

第21条 業務報告等には、道路公社が提供する地図情報クラウドサービスを使用することとする。

(打ち合わせ等)

第22条 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、常に道路公社と密接な連絡を行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、内容についてその都度打ち合わせを行い、結果を受託者が様式一に記録し、提出するものとする。

(臨機の措置)

第23条 業務の履行に当たり、点検設備に重大な故障を発見し、又は発生が予測される場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容等を監督職員に報告するものとする。

(関係機関等への連絡及び協議)

第24条 本業務の実施に当たり、必要な場合は監督職員の指示のもと、関係官公署及び関係会社等への連絡打ち合わせの補助を行うものとする。

(警察等との協力)

第25条 受託者は、業務の実施に当たっては、業務の内容に応じて警察、消防及びその他関係機関と密接な連携を保ち、これと協力しなければならない。

(広報活動)

第26条 受託者は、公社等が広報活動を行う際は、協力しなければならない。

(交通管理車両への監督職員等の同乗)

第27条 監督職員等は、業務の履行状況の確認等の目的の他、緊急を要した場合又は業務上やむを得ない場合において、受託者が使用する車両への同乗を求める場合がある。

(質疑事項)

第28条 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書に明示のない事項において疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(業務履行計画書)

第29条 受託者は、本業務の実施に当たり、次の各号に掲げる内容の履行計画書を作成し、契約締結後速やかに監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 全体工程表
- (3) 業務履行体制〔保守点検組織、連絡体制〕
- (4) 安全管理
- (5) 主要測定機械器具一覧
- (6) 業務従事者名簿
- (7) その他

(その他)

第30条 その他、本仕様書に明示のない事項は、双方協議の上決定する。

2 契約の期間終了後、次の受託者に対し、事務の円滑なる引き継ぎに協力するものとする。詳細は道路公社との協議により定めることとする。

第2章 交通管制業務

(交通管制業務の内容)

第31条 受託者は、次の各号に定める業務を交通管制要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 無線通信及び有線通信による指令並びに非常電話の運用に関すること。
- (2) 交通事故その他異常事態の発生時における警察、消防、路側援助業者（一般社団法人日本自動車連盟、民間レッカー業者）その他関係機関との連絡、調整及び通報に関すること。
- (3) パトロール隊等に対する緊急出動指令及び応急処置指令に関すること。
- (4) 道路状況（気象状況を含む）、交通状況（渋滞等）、工事規制状況、渋滞状況その他円滑な交通の確保に必要な情報の収集伝達及び提供に関すること。
- (5) 交通量に関すること。
- (6) 道路情報表示設備の機器の操作に関すること。
- (7) 道路・交通管理に関する資料の作成及び交通事故等の統計の作成並びに報告に関すること。
- (8) 前各号に付随する業務。

第3章 交通管理業務

(交通管理業務の内容)

第32条 受託者は、交通管理要領に基づき、毎日次の各号に定めるパトロールを行い、道路状況、交通状況及び気象状況の把握、第4項に定める通報、第5項に定める異常事態の処理、道路法等の違反者に対する警告等を実施しなければならない。

- (1) 定期パトロール：道路公社の指定する時間に行うパトロール。
 - (2) 臨時パトロール：前号の定期パトロール以外に道路の安全と円滑を図るため、道路公社が特に必要があると認めて指示したパトロール。
- 2 定期パトロールの時間及びルートは、原則として下記の「京丹後大宮IC～宮津天橋立IC（山陰近畿自動車道）定期パトロール」によるものとする。なお、「宮津天橋立IC接続協定」により、京都縦貫自動車道の一部区間を山陰近畿自動車道の定期パトロールにおいて実施するものとする。ただし、通行止め区間では実施しない。

京丹後大宮IC～宮津天橋立IC（山陰近畿自動車道）定期パトロール

※京都縦貫自動車道一部区間を含む

第1便 8時30分～11時30分（始業点検時間含む）

与謝基地～与謝天橋立IC（Aランプ）～宮津天橋立IC本線料金所～宮津天橋立IC下り本線～舞鶴大江IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～宮津天橋立IC下り本線～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立IC下り本線～京丹後大宮IC（Gランプ～Aランプ）～与謝天橋立IC（Bランプ～Cランプ）～京丹後大宮IC（Gランプ～Aランプ）～与謝天橋立IC上り線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～与謝天橋立IC（Dランプ）～与謝基地

第2便 13時00分～15時00分

与謝基地～与謝天橋立IC（Cランプ）～京丹後大宮IC（Gランプ～Aランプ）～与謝天橋立IC（Bランプ～Aランプ）～宮津天橋立本線料金所～舞鶴大江IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立IC下り線～京丹後大宮IC（Gランプ～Aランプ）～与謝天橋立IC上り線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立IC（Bランプ～Eランプ～Cランプ）～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立IC（Dランプ）～与謝基地

第3便 15時30分～17時30分

第1便と同じ

第4便 19時00分～21時00分

第2便と同じ

第5便 21時30分～23時30分

第1便と同じ

第6便 5時00分～7時00分

第2便と同じ

- 3 待機中又はパトロール中に第4項第3号に定める異常事態の発生により道路公社から指示を受けた場合は、当該異常事態の処理等を実施するため、緊急出動を行わなければならない。
- 4 パトロール又は緊急出動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を直ちに与謝管制センターに無線電話等により通報しなければならない。なお、第3号又は第4号に掲げる事項について、利用者等から情報を入手した場合も同様とする。更に、出動中に生じた事態についても同様とする。
 - (1) パトロール又は緊急出動の出発及び帰着
 - (2) 折り返し地点及び道路公社が別に定める地点の通過
 - (3) 交通管理要領に定める道路状況、交通情報及び気象状況に係る異常事態（以下「異常事態」という。）の関する事項
 - (4) 道路法、その他の法令に違反している者（以下「法令違反者」という。）に対する警告等に関する事項
 - (5) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等を行うべき場所へ到着したとき
 - (6) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等の終了
 - (7) その他道路公社から通報を求められた事項
 - (8) 交通渋滞等によるパトロールの遅延又は緊急出動の目的地への到着遅延
 - (9) 委託業務を実施するために使用する車両に係る交通事故若しくは故障又は隊員の傷病
- 5 異常事態又は法令違反者について交通管理要領に定めるところにより、これを処理し、又は警告等しなければならない。
- 6 前項の処理又は警告等をパトロール中に行った場合はパトロールに、与謝基地から緊急出動したときは与謝基地に、それぞれ復帰するものとする。ただし、パトロール中において処理又は警告等が長時間にわたったときは、当該パトロールを中断することができるものとする。
- 7 道路上において自力走行ができなくなった車両のけん引（つり上げけん引を含む。）による排除が行われる場合において、交通の安全を図るために道路公社が指示したときは、パトロール車により後続車に対して注意喚起をしなければならない。

第4章 日常点検業務

（日常点検業務の内容及び対象施設）

第33条 受託者は、道路公社が管理する電気通信・機械施設等の施設（以下「対象施設」という。）について、次の各号に定める業務を日常点検要領に基づき、実施しなければならない。

(1) 日常点検

(2) 故障・異常発生時の応急復旧

(3) 定期保守業務の実施に伴う後方警戒及び簡易な規制の補助

2 日常点検責任者は、仕様書、契約書、設計図書に基づき技術上の管理を行うものとする。

(応急復旧工事)

第34条 受託者は、応急復旧に当たっては、道路公社に損傷状況を報告するとともに、作業内容、作業時期等について協議し、承諾を得なければならない。

(業務の履行等)

第35条 受託者は、業務履行に当たっては、次の各号によらなければならない。

(1) 本業務に係る作業については、監督員に計画書を提出し、承諾を得ること。

(2) 点検者は、日常点検責任者の指示により日常点検を行う。

(3) 点検者は、常に作業環境を整えるものとする。

(4) 点検者は、設備等の表示内容及び警報音等に注意し、その状態を把握するものとする。

(5) 施設等の機能を停止させてはならない。ただし、道路公社の承諾を得た場合はこの限りでない。

(6) データが欠測となる重要な操作については、あらかじめ道路公社の承諾を得なければならぬ。

(7) 点検施設に重大な故障を発見した場合は、直ちに道路公社に報告し、その指示に従うこと。

(業務の実施日及び時間)

第36条 業務の実施日及び時間は、交通管理・管制業務と一体的な計画とし、策定するものとする。

なお、業務の実施は、原則として昼間の勤務時間帯とし、都合によりその時間帯外に業務を実施する必要がある場合は、あらかじめ道路公社と協議し、承諾を得るものとする。

(業務の一時停止)

第37条 道路公社は、次の各号に該当する場合は、受託者に対し必要と認める期間について、点検業務等の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができる。

(1) 交通事故又は災害等により、交通管理・管制業務への応援が必要となった場合

(2) 定期保守の実施に伴い後方警戒が必要な場合

(3) 前号に掲げるほか、道路公社が必要と認めた場合

(臨機の措置)

第38条 受託者は、業務履行中に異常事態が発生した場合は、次の各号によるものとする。

(1) 天候又は災害によって業務の遂行が困難となった場合は、道路公社に報告し、その指示に従うものとする。

(2) 施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに道路公社に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容を道路公社に報告するものとする。

(安全等の確保)

第39条 受託者は、次の各号により委託業務実施における安全を図らなければならない。

- (1) 常に安全管理に心がけ、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用すること。
- (2) 交通規制を必要とする場合は、道路公社が別に定める「交通規制作業要領」に準拠して行うものとし、常に交通安全対策に心がけ、一般通行者の安全確保並びに点検者の保安に万全を期すること。
- (3) 点検場所に点検関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合は、立ち入り禁止の表示を行うとともに、バリケード等安全施設を設置すること。
- (4) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに道路公社に通報するとともに、速やかに書面により事故報告を行うこと。

なお、損害の賠償は、すべて受託者の責任において速やかに処理するものとする。

(消耗品等)

第40条 業務に必要な消耗品等は、受託者が負担するものとする。

(提出書類)

第41条 受託者は、電気通信・機械施設等日常保守点検要領に基づき、必要な書類を提出しなければならない。

第5章 定期保守業務

(定期保守業務の内容)

第42条 本業務は、対象施設について設備を常に正常な状態に維持する業務であり、点検内容等は定期保守要領に基づき、原則として年1回の点検を実施する。

2 本業務の実施に当たり、必要な完成図書及び取り扱い説明書等は道路公社から貸し出す。また、機器に小範囲で発錆がある場合は、錆止めのタッチアップを施すこと。

(定期保守責任者)

第43条 受託者は、(1)、(2)に示す資格及び経験を有する者の中から定期保守責任者を定め、道路公社に通知するものとする。

- (1) 国家資格、第3種電気主任技術者以上を取得しているもの。
- (2) 実務経験として、高圧受配電設備又はトンネル用非常設備に係る保守点検業務、運転制御業務、設計業務、施工管理業務若しくは工事に従事した経験を5年以上有すること、か

つ、別表一 1 に示すトンネル等級 A 又は A A の非常設備を有する道路トンネルにおいて、高圧受配電設備及び非常設備に係る保守点検業務に従事した経験を 1 年以上含むこと。

(業務の履行)

第 4 4 条 受託者は、本業務を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、交通管理・管制業務と連携し、迅速かつ安全に作業を行うものとする。

- (1) 本業務に係る各作業工程については、監督職員に計画書を提出し、承諾を得ること。
- (2) 点検者は、常に作業環境の整備等に留意すること。
- (3) 作業の実施に当たっては、前日の平日 16 時までに「工事・作業実施連絡表」を道路公社に提出するとともに、与謝管制センターに対して作業開始時間、作業終了時間、作業場所等を連絡すること。
- (4) 作業は、原則として定期保守責任者の指揮監督のもと、点検する設備に応じた資格(別表一 3) を有する点検者が行うものとし、1 名での作業は行ってはならない。
- (5) 点検者は、設備の表示及び警報音等に注意し、その状態を把握しておくこと。
- (6) 業務の履行に当たり、データが欠測となる重要な操作については、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- (7) 道路上の作業においては、「交通規制作業要領」に基づき、常に交通安全に心掛け、一般利用者の安全確保及び点検者の保安に万全を期すること。
- (8) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、速やかに書面により事故報告を提出すること。
- (9) 受託者の責による損害の賠償は、全て受託者の責任において速やかに処理すること。
- (10) 作業終了後は、設備の状態確認を行い、監督職員にその日の作業結果を報告するとともに、与謝管制センターに必要な事項を連絡すること。

(交換部品)

第 4 5 条 本業務に必要な交換部品は、道路公社から支給する。

なお、交換部品は、別表一 2 に示すとおりとする。

(受託者の負担)

第 4 6 条 本業務において次の各号に掲げる材料及び器具等については、受託者負担とする。

- (1) 油脂、補修ペイント等の消耗材料品（グリス、ウエス、潤滑油、ペンキ、ハケ）
- (2) 軽微な部品（ヒューズ、絶縁テープ、端子類、電線（50m 程度）
- (3) 測定器具、補修工具等

(予備品の整理・整頓)

第 4 7 条 受託者は、各施設の予備品等を把握し、整理・整頓に努めること。

(業務実施予定表)

第48条 受託者は、本業務の実施に当たり、「定期保守業務予定表」を前月25日までに監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

(点検結果報告書)

第49条 受託者は、設備ごとの点検結果をまとめ、定期保守要領に基づき作成し、その都度監督職員に提出するものとする。

また、業務完了時は、年間点検結果の所見及び次年度以降の対象施設の保全に関する提言をまとめた報告書を作成するものとする。

(故障報告書)

第50条 受託者は、定期保守点検において設備故障を発見した場合は、定期保守要領に基づき、設備ごとに故障の設備名、設置場所、故障原因、現場対応等を記入し、その都度監督職員に提出、確認を受けるものとする。

(写真管理)

第51条 写真の撮影と整理は、定期保守要領によるものとし、提出部数は1部とする。

なお、写真の色彩、大きさ、工事写真帳の大きさ、並びに電子媒体に記録する工事写真について、土木工事施工管理基準によるものとする。

(検査)

第52条 受託者は、本業務の既済部分検査及び完了検査に際し、本仕様書に定める点検結果報告及び履行の確認に関する関係資料を整えておくものとする。

なお、検査に当たっては、定期保守責任者が立ち会うものとする。

(その他の業務)

第53条 受託者は、前条の業務のほか、道路の交通の安全と円滑を図るため、道路公社が指示した事項を、指示した方法により実施しなければならない。

第6章 雪氷管理業務

(雪氷管理業務の内容)

第54条 受託者は、次の各号に定める業務を雪氷対策要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 雪氷パトロールでの雪氷対策作業の報告及び記録業務に関すること。
- (2) 与謝雪氷基地に対する指示、伝達に関すること。
- (3) 各種データの収集、報告、整理に関すること。
- (4) 与謝管制センターにおける関係機関との応答、雪氷作業委託業者への指示に関すること。
- (5) 雪量観測等に関すること。

(6) 前各号に付隨する業務

第7章 道路施設点検業務及び道路維持作業業務

(道路施設点検業務及び道路維持作業業務の内容)

第55条 道路施設点検業務及び道路維持作業業務は、以下により実施することとし、月毎に作業計画書を提出し、承諾を得ること。

(1) 道路施設点検業務は、道路土木施設等の点検を、電気通信・機械施設等日常保守点検要領等に準じて実施する。また、雪氷車両及び散水車、路面清掃車の日常点検を行い、常に稼働できる状態を維持すること。

なお、道路土木施設等には橋梁の橋脚、橋台及びボックスカルバートの内空等の周辺部を含む。

(2) 道路維持作業業務は、応急対応作業の他、軽易な道路清掃、除草、伐木竹作業、通行止め等の広報物設置撤去等、歩行パトロール（第1号で重複する部分を除く）並びに側道パトロール等を行う。

別紙

別紙1 交通管理・管制等業務組織図

別紙2 貸与施設、車両及び物品の内訳

別表

別表1 トンネル等級Aの非常用施設

別表2 交換部品一覧

別表3 定期保守に従事する点検者

様式

様式1 工事打合せ簿